**様式 質疑・回答書**

令和２年１０月６日

**質疑 ・ 回答書**

|  |  |
| --- | --- |
| 件　名 | 枚方市コロナ対策実施店舗応援コンサルティング委託 |
| № | 質　疑　事　項 | 回　 　答 |
| 1 | 業務責任者は弊社グループ内における直接雇用でもよいか | 応札事業者での直接雇用が必要です。 |
| ２ | 業務責任者は期間中、枚方市役所内に常駐の必要があるか | 常駐は必要ありませんが、仕様書12　受注条件に記載のとおり、問題が発生した際に遅滞なく枚方市役所において面談報告を行えることが必要です。 |
| ３ | 仕様書10⑵③　訪問先に記載の時間が9:00－17:00/17:00-22:00とあるが、毎日9:00-22:00の13時間を勤務とする上で積算すべきか。 | 夜間のみ開店する事業者を考慮した人員配置を求めるものであり、同一訪問員が全日13時間勤務を求めるものではありません。 |
| ４ | 発注者様が作成される案内パンフレットは印刷された状態のものが受注者の事務所等に配送されてくるイメージでよろしいでしょうか？データで送られてくる場合、印刷が必要となりますが、その際はカラー印刷、白黒印刷のどちらでお考えでしょうか。 | 発注者発行の案内パンフレットは発注者で印刷を行います。パンフレットの受渡方法については、受注者と協議し決定します。 |
| ５ | 巡回期間が遅くても11月16日～12月31日までなっておりますが、この期間中に1,500枚の配布物数相当の事業者巡回を終了した場合は、その時点で巡回終了でよろしいのでしょうか。巡回期間によって、巡回人件費の見積額が大きく変わってくると思います。 | 戸別訪問を1,000店舗以上行えるよう計画期間を初回打ち合わせで設定する仕様です。算定した計画期間中に1000店舗を達成した場合は、計画期間の残日数の間も個別訪問を続けていただきます。その際に、配布物が不足する場合は、発注者で用意します。 |
| ６ | 店内掲載用ポスターですが、どのような物をイメージされてますでしょうか。・来店客向けに「対策をしっかりやってます！」と安心感を与える目的。・従業員の意識付けを浸透させるための、日々の対策チェックを目的とするものか | 店内掲示用ポスターは、種別により来店客向けのものと従業員の意識付けのものは異なるため、受注後の提案及び協議で決定します。 |
| ７ | 訪問する際の交通は、公共交通機関とございますが、車両利用の場合の具体的な利用日数はございますでしょうか。見積りをする上である程度の数字をご教示いただけると幸いです。 | 利用の内訳については、問題なく、履行できれば得に問いません。 |
| ８ | 動画作成の際の講師の手配は必ず必要でしょうか。アニメーションや、ホワイトボード動画等のイメージでもよろしいでしょうか。 | パンフレットの記載と齟齬がないものであり、かつ単なる文字情報の動画化ではなく、視聴者がわかりやすいものであれば、講師役の出演等の手配は必ずしも必要ではありません。 |

枚方市新型コロナウイルス感染症対策事業者支援実行委員会

事務局（枚方市観光にぎわい部商工振興課）

ＴＥＬ：０７２－８４１－１３８１

ＦＡＸ：０７２－８４１－１２７８

Ｅ－ｍａｉｌ送付先：　shokou@city.hirakata.osaka.jp